



インフルエンザ出席停止期間早見表

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日から数えると6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されます。

例	経過	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
Aさん 	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日後	発症後5日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Bくん 	発症後2日後に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Cさん 	発症後3日後に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Dさん 	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日	
		出席停止期間								
Eくん 	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日
		出席停止期間								

*出席停止期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。